

奈良県文化財保護体系推進会議設置規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

## 奈良県教育委員会規則第八号

奈良県文化財保護体系推進会議設置規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県文化財保護体系推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第二条** 推進会議は、委員十一人以内で組織する。

**2** 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 一 文化財の保存、活用等に関して優れた識見を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

**第三条** 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第四条** 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

**2** 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

**3** 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

**4** 推進会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

**第五条** 座長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第六条** 推進会議の庶務は、文化財保存課において処理する。

(その他)

**第七条** この規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、座長が

別に定める。

**附 則**

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。